

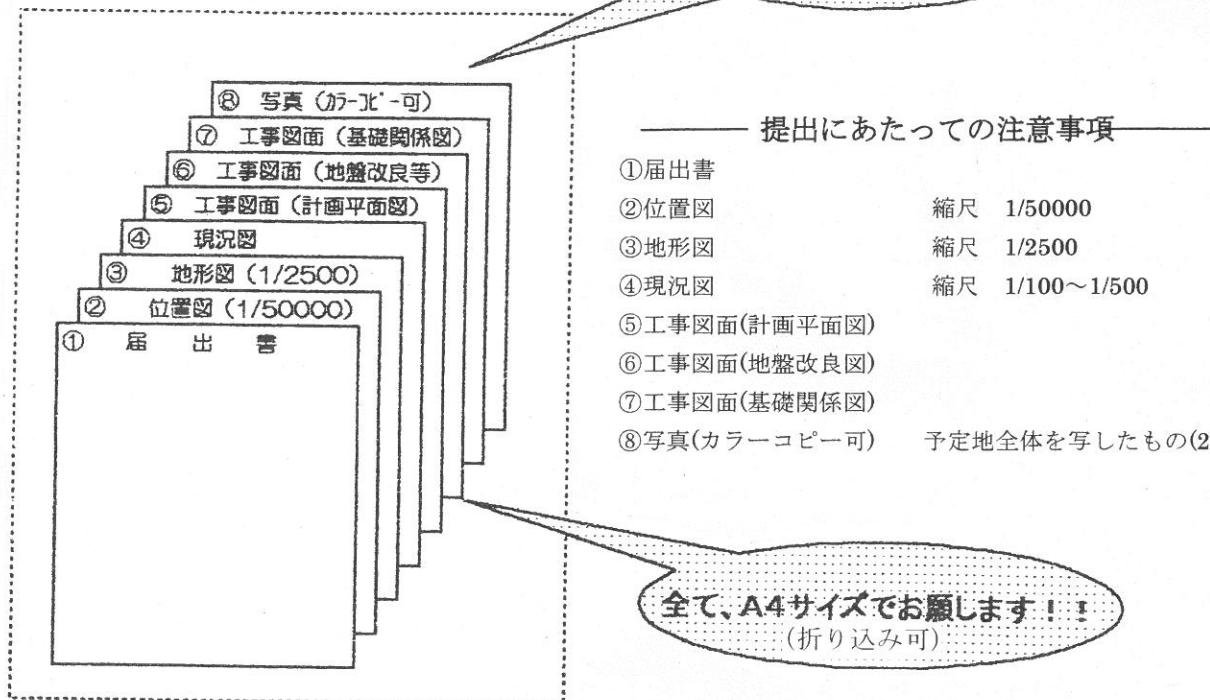
文化財保護法

第93条「届出」・第94条「通知」の提出について

★工事着手の60日前までに、下記の様式で土木工事の届出を行う必要があります。
★提出書類は下記のとおりセットしてください！

提出書類

1. 届出書及び添付書類



2. 他に必要な添付書類（クリップで留めて提出してください）

| 書類名 | 部数 |
|---------|----|
| 発掘調査承諾書 | 1部 |

これも提出してください！

提出・お問い合わせ先

伊丹市 都市活力部 まち資源室 文化振興課(文化財担当) まで
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
電話 072-784-8090(担当直通)

《記入上の注意》

●文化財保護法第93条届出・第94条通知の提出について

- ①届出・通知書面が「埋蔵文化財発掘」となっているのは、遺跡の発掘調査という意味ではありません。周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内において、土木工事等によって「土地を掘削する」ということをさしています。
- ②土木工事等の開発地域内に複数の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が存在する場合は、遺跡毎に届出・通知文書を作成して下さい。
- ③工事が複数年度にわたる場合でも、原則として工事開始前に1回提出すればよく、年度毎に提出する必要はありません。
- ④届出・通知様式のうち、表紙については、A4版（別紙）で作成して下さい。
- ⑤この届出年月日は、市郡町教育委員会の担当窓口に提出した日付を必ず記入して提出して下さい。
- ⑥提出・通知の様式には択一式の記入箇所があります。該当するいずれかを漏れなく○で囲んで下さい。
- ⑦太線内は漏れなく記入して下さい。
- ⑧所在地欄には、他の書類と同じ、住居表示（丁目、番、号）もしくは地番までを記入して下さい。
- ⑨面積欄は、対象もしくは敷地面積を記入して下さい（建築面積ではありません）。なお、道路等の場合は、対象道路等全体の工事延長（○m）、幅員（○m）を記入して下さい。
- ⑩土地所有者が複数の場合は、代表者氏名の他○名として下さい。
- ⑪遺跡の現状欄は地目ではなく、現在の土地利用形態として下さい。
- ⑫工事の概要欄は、簡潔に記入して下さい。
- ⑬工事主体者欄は、通常届出者と同じにして下さい。
- ⑭施工責任者欄は、請負人がある場合は請負人の氏名・住所を記入して下さい。なお、未定の場合は「未定」として下さい。
- ⑮着手時期・終了時期欄は、現在予定している時期を記入して下さい。なお、終了時期の不明な場合は、「未定」として下さい。
- ⑯参考事項欄は、事前の工事予定（解体等）など参考になる事項があれば記入して下さい。
- ⑰添付書類はA4版で両面コピーで作成して下さい。
- 地図については、①位置図はできるだけ国土地理院発行の1/25,000又は1/50,000、②地形図は市町作成の1/2,500～1/10,000等を使用し、工事箇所を正確に赤色で明示したもの（蛍光ペン等は不可）
③工事概要図面は、平面図及び地下の掘削状況の判る断面図を添付して下さい。なお、建物の場合、2階以上の平面図は必要ありません。④添付写真は、工事箇所の全景が写っているものとし、1～2枚程度を目安にA4版1枚として調製して下さい。（カラーコピーでも可）